

指摘事項の有無を確認するためのチェック表(取りまとめ)

認定項目	②主要組織の方針とデジタルの活用
------	------------------

中項目	認定を判断する項目	check (質問等)	自由民主 党浜松	公明党	市民クラブ	創造浜松	日本共産 党浜松市 議団
土木	組織(構成・数・指揮命令系統)	■あり □なし	■				■
	位置(配置・数)	■あり □なし	■				
	管轄(範囲)	■あり □なし	■				
	職員(人数・質・量)	■あり □なし	■	■			
	通信環境(Wi-Fi・テレビ電話・防災無線・タブレットなど)	■あり □なし	■		■		
	サービス向上が見込まれる内容(申請・届出・相談など)	■あり □なし		■		■	
	メリットの増	■あり □なし	■			■	
	現行課題への対応	□あり □なし					
福祉	組織(構成・数・指揮命令系統)	■あり □なし	■				■
	位置(配置・数)	■あり □なし	■				
	管轄(範囲)	■あり □なし	■				
	職員(人数・質・量)	■あり □なし	■			■	
	通信環境(Wi-Fi・テレビ電話・防災無線・タブレットなど)	■あり □なし	■	■	■		
	サービス向上が見込まれる内容(申請・届出・相談など)	■あり □なし	■	■			
	メリットの増	□あり □なし					
	現行課題への対応	■あり □なし	■				
防災	組織(構成・数・指揮命令系統)	■あり □なし	■	■		■	■
	位置(配置・数)	□あり □なし					
	管轄(範囲)	□あり □なし					
	職員(人数・質・量)	■あり □なし	■				■
	通信環境(Wi-Fi・テレビ電話・防災無線・タブレットなど)	■あり □なし			■		
	サービス向上が見込まれる内容(申請・届出・相談など)	□あり □なし					
	メリットの増	■あり □なし	■				
	現行課題への対応	□あり □なし					
教育	組織(構成・数・指揮命令系統)	■あり □なし	■	■	■		
	位置(配置・数)	■あり □なし	■	■	■		
	管轄(範囲)	■あり □なし	■		■		
	職員(人数・質・量)	■あり □なし	■		■		
	通信環境(Wi-Fi・テレビ電話・防災無線・タブレットなど)	■あり □なし	■		■		
	サービス向上が見込まれる内容(申請・届出・相談など)	■あり □なし	■		■		
	メリットの増	■あり □なし	■		■		
	現行課題への対応	■あり □なし			■		■
医療	組織(構成・数・指揮命令系統)	■あり □なし	■				■
	位置(配置・数)	□あり □なし					
	管轄(範囲)	□あり □なし					
	職員(人数・質・量)	□あり □なし					
	通信環境(Wi-Fi・テレビ電話・防災無線・タブレットなど)	■あり □なし	■		■		
	サービス向上が見込まれる内容(申請・届出・相談など)	■あり □なし	■				
	メリットの増	□あり □なし					
	現行課題への対応	□あり □なし					

指摘事項の有無を確認するためのチェック表(取りまとめ)

認定項目 ②主要組織の方針とデジタルの活用

中項目	認定を判断する項目	check (質問等)	自由民主 党浜松	公明党	市民クラブ	創造浜松	日本共産 党浜松市 議団
地域拠点 及び主要 組織等のデ ジタル化	組織(構成・数・指揮命令系統)	■あり □なし	■				■
	位置(配置・数)	■あり □なし	■				
	管轄(範囲)	■あり □なし	■				
	職員(人数・質・量)	■あり □なし	■				
	通信環境(Wi-Fi・テレビ電話・防災無線・タブレットなど)	■あり □なし	■		■		■
	サービス向上が見込まれる内容(申請・届出・相談など)	■あり □なし	■				
	メリットの増	■あり □なし	■				
	現行課題への対応	■あり □なし	■				■

34

7

13

4

9

②主要組織の方針とデジタルの活用

行財政改革・大都市制度調査特別委員会 7月29日の協議に向けての質問事項

【取りまとめ結果】

No.	資料名	認定項目 (中項目)	認定を判断 する項目	内容	理由 (内容だけで判断できる場合は記載不要)	回答	所管	会派
1	6/16 資料3 別紙7	土木	組織（構成・ 数・指揮命令 系統） 位置（配置・ 数） 管轄（範囲） 職員（人数・ 質・量）	<ul style="list-style-type: none"> <li>土木整備事務所と出先グループの管轄体制と指揮命令系統明確化</li> <li>出先グループの業務内容と職員数の明確化</li> <li>各案における災害時の課題有無</li> <li>土木工事の入札参加・範囲の変更の有無</li> <li>管轄区域変更による土木事業の優先順位の変化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現4土木整備事務所の位置・体制を基本にするとともに、新区との整合を図る。（部分的な不整合は可）</li> <li>土木整備事務所・出先グループに、業務内容に応じた職員数を配置する。</li> <li>地域の建設業者は災害時には必ず必要となる。再編後も、優良な地域の中小建設業者が事業を継続できるよう、事業量や入札参加・範囲等に配慮する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>区を統括する土木整備事務所を区ごとに配置するとともに、新たに三ヶ日地区に出先グループを配置するなど、道路・河川の適正な維持管理や災害発生時の現場即応性を高める配置とした。</li> <li>道路・河川の適正な維持管理や要望・相談の受付、許認可に関する業務量等に応じて職員を配置した。</li> <li>各案における災害時の課題はないと考えている。土木整備事務所内の配置換えにより出先グループの職員数を増員し、災害対応の機能強化を図る。なお、災害規模に応じて、本庁を含む土木部全体で対応していく。</li> <li>入札については、全庁的に「調達方針」に基づき実施しており、これまでと同様、地域業者の受注機会確保が図られるものと考えている。</li> <li>優先順位については、これまでと同様、市域全体で重要性や緊急性等を総合的に判断し、事業箇所の選定を行っていく。</li> </ul>	土木部	自民党
2	資料3	土木	組織	<p>整理統合すると現場即応体制が弱体化するのではないか。</p>	<p>中、南、北、浜北、天竜を事務所とし、東、西、春野、佐久間、水窪を出先として同時多発の道路補修・災害対応の即応能力をさらに充実させる必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現行、土木整備事務所と出先グループを合わせた拠点は10箇所であるが、新たに三ヶ日地区に出先グループを配置し、拠点を計11箇所とすることにより、現場即応性が高まると考えている。また、土木整備事務所内の配置換えにより出先グループの職員数を増員し、災害対応の機能強化を図る。なお、災害規模に応じて、本庁を含む土木部全体で対応していく。</li> </ul>	土木部	共産党

②主要組織の方針とデジタルの活用

行財政改革・大都市制度調査特別委員会 7月29日の協議に向けての質問事項

【取りまとめ結果】

No.	資料名	認定項目 (中項目)	認定を判断 する項目	内容	理由 (内容だけで判断できる場合は記載不要)	回答	所管	会派
3		土木	職員 サービス向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術職員が少ない。市職員の質向上。申請・届け出・相談などいかに簡素化してスピーディに対応できるか。</li> <li>・土木スマホ通報システム「いっちゃんお！」の利用拡大範囲できるか。タブレットの利活用でどれだけ事務手続き簡素化できるか。</li> <li>・自治会からの要望書類の簡素化。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請や届け出等への対応の迅速化については、メールやウェブ、ZOOMなど会議システムの活用を検討していく。また、簡素化に向けては、対応が可能なものを検討していく。</li> <li>・「いっちゃんお！」の利用件数は、別紙資料のとおり年々増加していることから、引き続き、使い易さの向上と市民周知を図っていく。また、タブレットは、パソコンに比べてコンパクトで携帯性に優れることから、事務手続きの簡素化や効率化を検討していく。</li> <li>・要望書類の簡素化については、今後検討していく。</li> </ul>	土木部	公明党
4		土木	通信環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・IT環境整備(テレビ電話・デジタル化)方針提示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・詳細については条例施行までに構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後、全庁的なデジタル化が検討される中、土木部においても、本庁、土木整備事務所、出先グループを繋ぐデジタル化等について、情報政策課やデジタル・スマートシティ推進本部などと連携していく。</li> </ul>	土木部	自民党
5		全項目 (土木・福祉・防災・教育・医療・地域拠点及び主要組織等のデジタル化)	通信環境	<p>明確な当局提案がない。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・デジタルファースト宣言、デジタル・スマートシティ構想等に基づき、デジタル・ICTの活用により市民の利便性向上と自治体運営における生産性向上に取り組む。</li> <li>・再編に伴う個別事業については、再編案内定後に具体的に検討。</li> </ul>	デジスマ本部	市民クラブ

【取りまとめ結果】

No.	資料名	認定項目 (中項目)	認定を判断 する項目	内容	理由 (内容だけで判断できる場合は記載不要)	回答	所管	会派
6	6/16 別紙8	土木	サービス向上 メリットの増	再編により、浜北土木整備事務所は規模の縮小など大きく影響を受けるが、業務への支障はないか？	市民側からは、各区に窓口が残ることが示されているので、問題はないと考えるが、行政効率的にどうか？	・地域要望や相談の受付、許認可申請の受付、災害発生時の初動対応等については、その役割を果たすために必要な人員を配置することとしており、業務への支障はないものと考えている。	土木部	創造浜松
7		土木	メリットの増	・土木整備事務所再編のメリットの有無	・土木整備所数を3箇所とする場合、土木技術職員不足の解消の可能性有無 ・その他	・土木部業務の現状の課題を再整理し、新たな出先グループを配置するなどの配置計画を提案している。現行の拠点数10箇所を11箇所とすることや出先グループの職員を増強することにより、防災体制の強化に加え、土木施設メンテナンスの強化、地域要望・相談対応の強化等のメリットがあると考えている。 なお、頻発化する災害を踏まえ、事前防災やメンテナンスを更に推進するため、引き続き体制の増強が不可欠と考えている。	土木部	自民党

【取りまとめ結果】

No.	資料名	認定項目 (中項目)	認定を判断 する項目	内容	理由 (内容だけで判断できる場合は記載不要)	回答	所管	会派
8	6/16 別紙8	福祉	組織（構成・ 数・指揮命令 系統）	<p>                     関連イメージに基づいた根拠と基本方針。                      福祉事務所の数。所長は専任か兼任か。                      職位。業務のメリット・デメリット。                      福祉事務所が出先グループとなることで                      デメリットはないか。業務の変更はどうか。                      メリットの増について、関連イメージに                      基づいた根拠を。                 </p>	<p>                     本庁直轄組織になると、区ごとに設                      置される福祉事務所の長はどのよう                      になるのか。                 </p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現区役所のうち、再編後に区役所にならない行政センターには福祉事務を取り扱うグループを残す。現在、福祉に係る職員配置のない第1種協働センターは支所という位置づけになり、再編後も職員を配置しない。なお、支所においては一次相談や受付を行い、出先グループの職員がICT活用やアウトリーチ等で対応する。</li> <li>・福祉事業所の数は、区の数に合わせる。</li> <li>・福祉事業所長はできる限り専任としたいと考えるが、専任とするか兼任とするかはその業務量によるため、再編案が決まり組織の規模が具体的に定まってから検討していく。</li> <li>・福祉事業所内に社会福祉課などの課を設置するため、福祉事業所長の職位は課長より上位の次長級以上とする。</li> <li>・メリットは、職員が集約されることによる福祉サービスの質の確保が図られることである。一方、デメリットは、グループが分散配置されることであるが、ICTの活用等により職員間のスムーズな意思疎通を図り、市民サービスの水準は維持・確保する。</li> </ul>	健康福祉部	自民党

②主要組織の方針とデジタルの活用

行財政改革・大都市制度調査特別委員会 7月29日の協議に向けての質問事項

【取りまとめ結果】

No.	資料名	認定項目 (中項目)	認定を判断 する項目	内容	理由 (内容だけで判断できる場合は記載不要)	回答	所管	会派
9		福祉	組織（構成・数・指揮命令系統）	保健師の配置人数・派遣指示系統。出先機関となる行政センターの福祉職員は、窓口・相談業務のみとなるのか。保健師やケースワーカーなどの職員の配置方針は。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健師の多くが配属される保健センターの職員数は6/30別紙1のとおりであり、その指示命令系統は7/29別紙1-1のとおりである。</li> <li>・なお、試算した職員数の職種別内訳は、具体的な再編案が決まり、業務内容や分量等が定まった段階で最終的に決めていく。</li> <li>・生活保護業務のケースワーカーは現状どおり配置していく。</li> </ul>	医療担当 健康福祉部	自民党
10		福祉	組織（構成・数・指揮命令系統）	子育て世代包括支援センターの役割の確認と人員配置。保健センターとの具体的な連携方法。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て世代包括支援センターは①妊産婦・乳幼児等の実情を把握する②妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導を行う③支援プランを策定する④保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整を行う。</li> <li>・現状、各区健康づくり課が子育て包括支援センターとしての役割を担っており、再編後、健康づくり課が本庁組織の保健センターに移行しても、保健センター＝子育て世代包括支援センターという認識に変わりはなく、保健センターの人員配置は、6/30別紙1のとおりである。</li> </ul>	医療担当	自民党

②主要組織の方針とデジタルの活用

行財政改革・大都市制度調査特別委員会 7月29日の協議に向けての質問事項

【取りまとめ結果】

No.	資料名	認定項目 (中項目)	認定を判断 する項目	内容	理由 (内容だけで判断できる場合は記載不要)	回答	所管	会派
11		福祉	組織（構成・ 数・指揮命令 系統）	児童生徒及び家庭の個別案件の対応に、市教委、児童相談所、区社会福祉課それぞれの担当範囲、連携の仕方。現行7区で、所管の学校数やエリアなど、バランスがとれていると思われる家庭児童相談室は、再編後も7か所としているが、指揮命令系統は。また、区役所機能強化でその増強はあるのか。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・区社会福祉課は、子供に関する家庭その他からの一義的な相談窓口となっているほか、行政サービスによる支援が必要なケースなどへ対応。</li> <li>・児童相談所は、専門的な知識及び技術を必要とするケースや、一時保護、施設・里親への措置入所等へ対応。また、区社会福祉課への後方支援や親権者の親権喪失等の家庭裁判所への申立て。</li> <li>・市教委等とは要保護児童対策地域協議会など様々な機会を通じて連携。</li> <li>・家庭児童相談室は、区ごとの福祉事業所内の子供関係所管課に設置され、行政センター設置箇所には、出先Gに家庭児童相談室を配置する。指示命令系統は7/29別紙1-1のとおり。</li> <li>・区再編により保健師等の専門職を集約することで、スキル向上にも繋がりレアなケースにも的確に対応できる体制が期待される。</li> </ul>	こども家庭部	自民党
12		福祉	組織（構成・ 数・指揮命令 系統）	地域包括支援センターの施設及び職員の配置等の根本的見直し。地域包括支援センターや障がい相談センターとの連携に変化や支障はないか。	地域包括支援センターの果たす役割の増大、広範化に対応すべく、拠点も職員も数を増やし、機能強化を果たすべき。	再編後においても相談支援体制は変わらないため、地域包括支援センターと障がい者相談支援センターの連携に支障はないと考える。	健康福祉部	自民党
13		福祉	組織	福祉事務所は現在の組織体制とすべきではないか。また、コロナ禍の実態を総括して人員を増やすべきではないか。		福祉事業所については、現在の市民サービスを提供できる組織体制となっている。	健康福祉部	共産党
14		福祉	組織 管轄	区役所・行政センターの福祉業務の提供範囲。 (生活保護、介護認定など)	行政需要を予測し職員配置を考える上で、ある程度の提供範囲の指定は必要と考える。	現在の区役所が行政センターになっても、グループは残すため、福祉業務の提供内容は変わらない。また、支所においては、一次相談・受付をし、アウトリーチやICTを活用してサービスを提供する。	健康福祉部	自民党



②主要組織の方針とデジタルの活用

行財政改革・大都市制度調査特別委員会 7月29日の協議に向けての質問事項

【取りまとめ結果】

No.	資料名	認定項目 (中項目)	認定を判断 する項目	内容	理由 (内容だけで判断できる場合は記載不要)	回答	所管	会派
15		福祉	管轄(範囲)	3歳児検診は、浜北区・天竜区では集団検診、それ以外の区では個別検診となっているが統一されるか。		健診体制は、各医師会との調整により、現行の体制となっている。区再編による影響は生じない。	医療担当	自民党
16		福祉	管轄(範囲)	現在、母子健康手帳は区健康づくり課で配布しているが、再編後の受付はどこか。		現在の区役所が行政センターになっても、グループは残すため、再編後も現状と変わりなく受付配布する。	医療担当	自民党
17	6/16 別紙5 6/30 別紙1	福祉	職員(人数・ 質・量)	メリットでは、専門職の欠員対応などサービスの安定的な供給とある。試算で減員となっているが、積算の詳細は。(業務量・処理件数等は変わらないと思う)		職員数の試算は、6/16別紙2に基づき算定したもので、減員となる職員数は、組織の統合による管理職の削減や、内部事務を集約することによるスケールメリットを生かした削減によるものである。したがって、市民と1対1で対応する相談業務や地区担当の保健師業務などについては削減せず、市民サービスを維持していく。	総務部 健康福祉部 医療担当	自民党
18	6/16 別紙5	福祉	職員	行政センターや一部の第1種協働センターに残る福祉事務所・保健センター機能はそれぞれ何か？	専門職の集約については理解できるが、出先は専門性を完全に失うことになるのであれば、ICTなど他の方法で補う必要があると考える。	福祉事業所・保健センターに関しては、現在の区役所が行政センターになっても、グループは残すため、基本的な業務は変わらない。支所においても一次相談や受付を行い、出先グループの職員がICT活用やアウトリーチ等で対応する。	健康福祉部 医療担当	創造浜松
19		福祉	通信環境 サービス向上	・福祉の相談体制の充実が求められる。テレビ会議やタブレットにより民生委員や地域包括支援センターなどで福祉相談を協働センターの近くで窓口として区役所や行政センターへ足を運ばなくてもよくなり、効率が良くなる。		福祉に関する相談については、きめ細かな対応が大切なため、対面による面談を実施しているが、今後はタブレット等を活用した手法も検討する。	健康福祉部	公明党

②主要組織の方針とデジタルの活用

行財政改革・大都市制度調査特別委員会 7月29日の協議に向けての質問事項

【取りまとめ結果】

No.	資料名	認定項目 (中項目)	認定を判断 する項目	内容	理由 (内容だけで判断できる場合は記載不要)	回答	所管	会派
20		福祉	通信環境	タブレット等を活用してアウトリーチを 考えているか。再編により必要度は高ま るか。 方針の提示を。	デジタル化が進むにつれ、人と人との 間が無常化し、事務的な流れで扱 われないか、人と人との繋がりが薄 くなりがち。	・福祉に関する相談については、きめ 細かな対応が大切なため、対面による 面談を実施しているが、今後はタブ レット等を活用した手法も検討する。 ・児童相談所や区社会福祉課では、保 護者や子供の状況について、訪問によ り家庭状況確認等を行っている。	健康福祉 部 医療担当 こども家 庭部	自民党
21		福祉	サービス向上 が見込まれる 内容	保育園等の申し込みや相談体制とデジタ ル化による変化と利便性はあるか。		R4年度から、入園相談・申込等は本課 に集約し受付対応する。区役所窓口や 自宅からのオンライン相談については 検討中。また、保育関連の情報提供と して、子育て情報サイト“びっぴ”や チャットボット等の活用を推進し利便 性向上を図る。	こども家 庭部	自民党
22		福祉	現行課題への 対応	区再編により、福祉専門職の不足は解消 されるのか。		現在、福祉専門職に不足は生じてない と認識しており、再編後においても市 民サービスの低下を招かないよう、今 までどおり職員を配置していく。	健康福祉 部 医療担当	自民党
23		医療	組織	保健センターは区の組織として現在の組 織体制を維持すべきではないか。	他の住民サービス業務との密接な連 携をさらに良くしていく必要がある。 る。	区再編により保健師を集約すること で、スキル向上にも繋がりレアなケ ースにも的確に対応できる体制が期待 される。	医療担当	共産党
24		医療	組織	地域医療や救急医療で、区に依存、属性 を持っている業務やサービスは何がある か？それら区再編に拠る影響はないか？		各医師会単位で救急医療等の委託を 行っていることから、区再編による影 響は生じない。	医療担当	自民党
25		医療	組織（指揮命 令系統） 通信環境	医療センター、佐久間病院、天竜病院、 民間地域拠点病院の役割、相互連携の相 関図及び区再編との関連性は。	市民の安全のために、医療業務は2 4時間体制が求められるため。	救急医療体制（初期救急、二次救急、 三次救急）については、静岡県保健医 療計画で医療機関毎の役割分担が定め られており、区再編による影響は生じ ない。	医療担当	自民党

## 【取りまとめ結果】

No.	資料名	認定項目 (中項目)	認定を判断 する項目	内容	理由 (内容だけで判断できる場合は記載不要)	回答	所管	会派
26		医療	サービス向上が見込まれる内容	天竜区看護師等就学資金貸与事業の簡素化及び拡充の可能性はあるか？		貸与事業の対象については、旧地域自治区（佐久間、水窪、天竜、春野、龍山）内の病院又は診療所及び指定した病院（天竜病院）としており、区再編による影響は生じない。拡充等については、今後も看護師の充足状況等を踏まえながら検討していく。	医療担当	自民党
27		防災	組織	これまで、災害時には消防局職員・土木職員（現行どのにも出先機関があるため）などが、区本部に配備されていたと思うが、再編後も区役所のみとなるのか。各地域本部に配属では数が多すぎるが、区本部だけでは少なすぎると考える。	根本的には、区割り案については、このような課題に対しても適切な体制が取れる区割りとなるように設定すべきであり、12の地域本部が概ね半分となるような区割り案が最適だと考える。もしくは、区とは別の編成をするなど。	<ul style="list-style-type: none"> <li>出先機関の消防職員や土木職員は、区本部への配備ではなく、警備部及び土木復旧部において応急対策業務へ従事することとなっている。</li> <li>再編後の応急対策要員については、現行と同等の応急対策要員が各行政センターや支所で確保できるような配備体制を想定している。</li> </ul>	危機管理監	創造浜松
28	6/16別紙6	防災	組織	A3<区再編に伴うNo.2（単独）案の防災イメージ>に「現行」と「区再編後」の案が表示されているが、区再編後であっても「現行」を維持すべき。	指揮命令系統及びバックアップ体制を考慮するうえで「現行」体制の方が優位と考えられる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域本部となる各行政センターや支所は、主に旧合併市町村を単位とした防災対策を行ってきたところであり、再編後もそれぞれが所掌するエリアや避難所は変わらない。</li> <li>区本部には各地域本部からの情報が集約され、区内で物資や人的資源の状況など横断的に捉えることができ、これまでどおり迅速な対応が可能となる。</li> </ul>	危機管理監	創造浜松
29		防災	組織	・現在、防災本部は地域情報センターですが、将来、本庁舎を建て替えた場合、本庁舎に防災本部を設置すべき。		大規模地震等により本庁舎が使用不能となった場合、バックアップ施設に本部機能を設置することとなるが、本庁舎が被災していない場合は災害対策本部は本庁舎に設置する。	危機管理監	公明党

②主要組織の方針とデジタルの活用

行財政改革・大都市制度調査特別委員会 7月29日の協議に向けての質問事項

【取りまとめ結果】

No.	資料名	認定項目 (中項目)	認定を判断 する項目	内容	理由 (内容だけで判断できる場合は記載不要)	回答	所管	会派
30	6/16 別紙 6	防災	組織（構成・ 数・指揮命令 系統）	行政センター・支所の長（課長級）で指揮命令が適時的確な判断・運用をどう考えているか？		現状でも第1種協働センターにおいて対応しており、再編後も同様に対応するものと考えている。	危機管理 監	自民党
31	6/16 別紙 6	防災	組織（構成・ 数・指揮命令 系統）	7区毎に区本部のあった状態から、行政センターの地域本部体制になった場合、防災体制として不十分ではないか。防災や災害対応こそ、一定エリア毎の体制が求められる。 参照 消防局所管、警察署所管	指示命令系統において区役所と行政センターは並列として現状に合わせるべきでないか。広域になる区役所ではカバーできない。また、消防署の管轄と機能について説明。	・地域本部となる各行政センターや支所は、主に旧合併市町村を単位とした防災対策を行ってきたところであり、再編後もそれぞれが所掌するエリアや避難所は変わらない。 ・区本部には各地域本部からの情報が集約され、区内で物資や人的資源の状況など横断的に捉えることができ、これまでどおり迅速な対応が可能となる。 ・消防については、7消防署、18出張所、1ヘリポートの体制を継続することで消防力を維持する。再編案内定後に署の管轄区域等について検討する。	危機管理 監 消防局	自民党
32		防災	組織（構成・ 数・指揮命令 系統）	・再編により常備消防は何か変わるのか？変えないのか？ ・消防団・水防団の管轄、指示命令系統は変わるか？		・消防については、7消防署、18出張所、1ヘリポートの体制を継続することで消防力を維持する。再編案内定後に署の管轄区域等について検討する。 ・消防団については、指揮命令系統が変わることはない。再編案内定後に消防団の組織、管轄区域等について検討する。 ・水防団については、連携する土木整備事務所が変更となる可能性があるが、水防団への連絡、通知、指示は本庁河川課が担当しているため、この系統に変更はない。	消防局 土木部	自民党

## 【取りまとめ結果】

No.	資料名	認定項目 (中項目)	認定を判断 する項目	内容	理由 (内容だけで判断できる場合は記載不要)	回答	所管	会派
33		防災	組織（構成・数・指揮命令系統）	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政センターや避難所等への指示連絡の経路は、区案ごとにどう変わるか？</li> <li>災害時の区役所、行政センター、支所の明確な位置づけ及び役割分担は？</li> </ul>		<p>現行の役割として、区役所・協働センターは、エリアにおける避難所を所掌し、エリア内の災害情報の収集及び伝達を行うこととなっているが、再編後もそれぞれのエリア内の役割を区役所、行政センター、支所が引き継ぐ。また、区再編後のいずれの案も組織体制が3階層となっているため、指示連絡経路が異なることはない。</p>	危機管理監	自民党
34	別紙6	防災	組織職員	<p>区の再編削減によって災害即応能力が弱体化するのではないか。 また、地域在住職員の配置は可能か。現状と課題は。</p>	<p>緊急避難場所、避難所の開設に遠方から駆け付ける職員では、道路寸断等で確実な対応に不安がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在も地区防災班員は居住地に配慮した選定を行っている。区再編後も原則として地域在住職員を地区防災班員として配置する。</li> <li>課題としては、市域が広く、職員が居住していない地域もあることから、近隣地域に居住する職員により対応している。</li> </ul>	危機管理監	共産党
35	6/16別紙6	防災	職員（人数・質・量）	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時の避難所運営に関する職員の体制、配置は区案により変わるか？</li> <li>緊急配備職員はどのようになるか。</li> </ul>	<p>区本部と地域本部の配備体制に変更があるのか？避難所運営について食料、物資の供給、ボランティア派遣、福祉避難所との連携など区本部が担っていた業務はどのようになるのか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>区再編により避難所の位置や配置職員数は変更しない。</li> <li>また、区本部、地域本部は避難所運営を所掌する。再編後の区本部及び地域本部における応急対策要員の配備については、現行の職員数をそれぞれ確保することを想定している。</li> <li>なお、食料や物資の調達には物資管理部が行い、ボランティアの調整は福祉支援部が行う。</li> </ul>	危機管理監	自民党
36		防災	メリットの増	<p>災害時に、区案ごとによる復旧体制のメリットはあるか？</p>		<p>区本部には各地域本部からの情報が集約され、区内で物資や人的資源の状況など横断的に捉えることができ、迅速かつ柔軟な対応が可能となる。</p>	危機管理監	自民党

②主要組織の方針とデジタルの活用

行財政改革・大都市制度調査特別委員会 7月29日の協議に向けての質問事項

【取りまとめ結果】

No.	資料名	認定項目 (中項目)	認定を判断 する項目	内容	理由 (内容だけで判断できる場合は記載不要)	回答	所管	会派
37		教育	全項目 (組織・位置・管轄・職員・通信環境・サービス向上・メリットの増・現行課題への対応)	これまでの協議の中で未確認のため、すべての項目について確認が必要。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・区再編後の教育委員会組織は、5月31日会議資料3「組織配置の考え方」のとおり、本庁組織1か所とする。</li> <li>・現在、小中学校を通じて、子供の情報や保護者・地域等からの意見等を収集して、事務局各課が対応している。</li> <li>・合わせて、現在全ての区で実施している教育相談や、各区振興課や協働センターを通じた自治会等からの意見・要望の取次等について、教育委員会からの併任や補助執行により、再編後の区役所・行政センターにおいて引き続き実施していく。</li> </ul>	学校教育部	市民クラブ
38		教育	組織位置	・教育委員会の分散化。広範囲の地域をなるべく近いところ（例えば区役所や行政センター）で支所の設置ができないか。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、小中学校を通じて、子供の情報や保護者・地域等からの意見等を収集して、事務局各課が対応している。</li> <li>・合わせて、現在全ての区で実施している教育相談や、各区振興課や協働センターを通じた自治会等からの意見・要望の取次等について、教育委員会からの併任や補助執行により、再編後の区役所・行政センターにおいて引き続き実施していく。</li> <li>・このため、事務局機能の分散化の必要性は低いと考える。</li> </ul>	学校教育部	公明党

②主要組織の方針とデジタルの活用

行財政改革・大都市制度調査特別委員会 7月29日の協議に向けての質問事項

【取りまとめ結果】

No.	資料名	認定項目 (中項目)	認定を判断 する項目	内容	理由 (内容だけで判断できる場合は記載不要)	回答	所管	会派
39		教育	①組織・管轄 ②位置・職員 ③サービス向上・メリット	・区割りに対応しているものは何があるのか？(保育園、幼稚園、小中学校、部会への影響) ・区毎に選定や表彰などされているものはないか、また区の事業として教育・健全育成などに関するものに影響はないか？		・小中学校において、区割りに対応したものはない。 保育園・幼稚園も、区割りに対応しているものはない。 ・区毎に教育委員会主体で実施している事業はない。 青少年健全育成会は、中学校単位で設置されているため、影響はない。また区毎に選定・表彰されているものはない。	学校教育部 こども家庭部	自民党
40		教育	通信環境	タブレットの普及による職員の資質について	こども達の学習に支障のないよう専門職員などの任用	教育の情報化推進体制を構築するための研修を以下のとおり実施している。 ・学校長を対象にオンデマンドによるCIO研修を実施 ・各校の推進役となる「教育の情報化推進リーダー」を養成する全5回の研修を実施 ・希望研修として情報教育研修、プログラミング研修を実施 また、本年度の教員採用選考試験からICT関連の有資格者の加点制度を取入れ、ICT能力を加味した採用選考を引き続き実施していく。	学校教育部	自民党
41		教育	現行課題への対応	区ごとの地域特性のある学校教育課題に、どのように対応していくのか。	区ごとに区委員会を設けて、地域と学校の連携のもとに地域特性の大きな学校教育課題に取り組むべきではないか。	・令和6年度に全小中学校で設置予定の学校運営協議会において、各学校の教育課題に取り組み、地域とともにある学校づくりを進めているため、区ごとの新たな組織の必要性は低いと考える。	学校教育部	共産党
42		地域拠点及び主要組織等のデジタル化	組織	DXにより組織がどう変わるか？デジタルファースト宣言の本市において、DXで変わる前提での区再編と考えてよいのか？	区再編に伴う市民のメリットは、DXなくして考えにくい。 再編実施時点において、相応のDX実装が前提となる。	No.5に同じ	デジスマ本部	自民党

②主要組織の方針とデジタルの活用

行財政改革・大都市制度調査特別委員会 7月29日の協議に向けての質問事項

【取りまとめ結果】

No.	資料名	認定項目 (中項目)	認定を判断 する項目	内容	理由 (内容だけで判断できる場合は記載不要)	回答	所管	会派
43		地域拠点 及び主要 組織等の デジタル 化	全項目	どこまでオンライン申請やテレビ電話相談が可能となるか？ DXできないアナログ業務について、ネガティブリストを提示してほしい。 また、各所管において、整備目標と導入メリットについて、職員と市民のコンセンサスが求められる。	//	・令和4年度末までを手続きオンライン化推進強化期間に設定し、押印等の規制が無い手続きから順次オンライン化の検証・実装を進める。 ・相談窓口における拠点間の遠隔相談等へのテレビ電話活用については、区再編内定後に具体的に検討。	デジスマ本部	自民党
44		地域拠点 及び主要 組織等の デジタル 化	組織	・マイナンバーカードの申請や受取・更新業務については、対応可能な窓口とデジタル化はどう影響するか？		・マイナンバーカード事務は国の統合システムにより実施されており、対象者の管理は行政区単位に設定されているため、原則として、居住区内の区役所又は行政センターが業務を行う。 ・交付手続き等の詳細については、区割り案の絞り込みに合わせて今後検討する。	市民部	自民党
45		地域拠点 及び主要 組織等の デジタル 化	組織	戸籍住基に関する転入転出許可、保険離脱加入許可について、区長の数がへり、行政センターでの窓口対応がタイムリーに可能か。また、その他弊害はないか？		・転出入に係る届出や国民健康保健の加入脱退に係る届出について、区長の減による市民サービス低下はない。 ・行政内部の手続きは事務分掌上所属長扱いであり、この点についても区長の減による弊害はない。	市民部	自民党
46		地域拠点 及び主要 組織等の デジタル 化	組織	土木整備事務所と出先グループの窓口相談をデジタル化やテレビ電話対応で均一化できないか？	区再編により、区役所や行政センター、協働センターおよび専門部署や出先機関の職員の数や業務量に、DXのメリットが期待されている。 現時点で可能と思われる内容の確認。 窓口業務のDX整備目標の詳細設計は施行までに必須であり、明確化する必要がある。	No.4に同じ	土木部	自民党



②主要組織の方針とデジタルの活用

行財政改革・大都市制度調査特別委員会 7月29日の協議に向けての質問事項

【取りまとめ結果】

No.	資料名	認定項目 (中項目)	認定を判断 する項目	内容	理由 (内容だけで判断できる場合は記載不要)	回答	所管	会派
47	6/16別紙5 6/30別紙1	地域拠点及び主要組織等のデジタル化	職員通信環境	アウトリーチ職員のタブレットの活用は行われているのか？再編により必要度は高まるか？	〃	・タブレット活用について、市民の利便性向上と自治体運営における生産性向上の観点から検討する。 ・再編に伴う個別事業については、再編案内定後に具体的に検討。	デジスマ本部	自民党
48		地域拠点及び主要組織等のデジタル化	職員	区再編までにデジタル化が導入できるサービスが、計画されているか？	〃	No.5に同じ	デジスマ本部	自民党
49	7/14質問事項への回答53	地域拠点及び主要組織等のデジタル化	サービス向上	回答には、「再編案内定後に具体的に検討」とあるが、最低限ここまではやるといった目標を現時点で示してほしい。それにより出先機関でできる内容（サービス）が明確にできる。またそれ以上のDX化が必要かの検討材料になる。	〃	No.5に同じ	デジスマ本部	自民党
50		地域拠点及び主要組織等のデジタル化	サービス向上	協働センター等からテレビ電話による相談ができないか？	〃	・相談窓口における拠点間の遠隔相談等へのテレビ電話活用について、市民の利便性向上、自治体運営における生産性向上の観点から、検討を進める。 ・これまでと同様にコミュニティ担当職員が相談内容に応じた専門組織に繋ぐ役割を担うことができる。	市民部 デジスマ本部	自民党
51		地域拠点及び主要組織等のデジタル化	サービス向上 メリットの増	DXにより、場所や距離の不平等が解消されることはあるのか？自宅や協働センターからの対応ができない業務はなにか？	〃	・オンライン申請については、法的な制限を確認し、規制が無い手続きから順次オンライン化の検証・実装を進める。 ・テレビ会議システムの利用は技術的に可能だが、運用上の課題の把握、費用対効果の検証が必要。	デジスマ本部	自民党

②主要組織の方針とデジタルの活用

行財政改革・大都市制度調査特別委員会 7月29日の協議に向けての質問事項

【取りまとめ結果】

No.	資料名	認定項目 (中項目)	認定を判断 する項目	内容	理由 (内容だけで判断できる場合は記載不要)	回答	所管	会派
52		地域拠点 及び主要 組織等の デジタル 化	通信環境	D X推進のための区役所、行政センター ほか、施設の環境整備の予定、職員個々 のタブレット端末利用やテレワーク環境 の整備計画はどうか？	市民相談の窓口や現場での情報共有 システムのICT環境構築により、コ ミュニケーション等の生産性向上と なるため。	<ul style="list-style-type: none"> <li>区役所や出先施設を含め、窓口での 住民サービスや現場での情報共有等利 便性や生産性を高められるよう令和4年 10月を目途にネットワーク体系の見直 しを進めている。</li> <li>ネットワーク体系の見直しと併せ、 Web会議やテレワークなどに柔軟に対応 可能な職員用端末の配備計画を策定し ている。</li> </ul>	企画調整 部	自民党
53		地域拠点 及び主要 組織等の デジタル 化	通信環境 サービス向上 メリット増 現行課題への 対応	<p>                     関連イメージに基づいた経緯について、                      現状を踏まえた上で、具体的な説明を求                      める。                 </p>	<p>                     地域の防災体制や要望および相談に                      迅速に対応するため、地域づくり拠                      点の要となる本庁、区役所、支所、                      協働センター、土木整備事務所等の                      全庁的相互間オンラインオフィスシ                      ステムが必要。                 </p>		デジスマ 本部	自民党
54		地域拠点 及び主要 組織等の デジタル 化	組織	市役所～区役所～協働センター～ふれあ いセンターの、オンライン会議システム の導入状況と整備計画はどうか。		<ul style="list-style-type: none"> <li>本庁舎、各区役所、保健所、教育委 員会、その他分庁舎を含む15施設の会 議室と各部局への配備併せて34台を、 令和2年度に導入。</li> <li>今後の整備計画については、利用状 況等を確認しながら検討。</li> </ul>	デジスマ 本部	共産党

②主要組織の方針とデジタルの活用

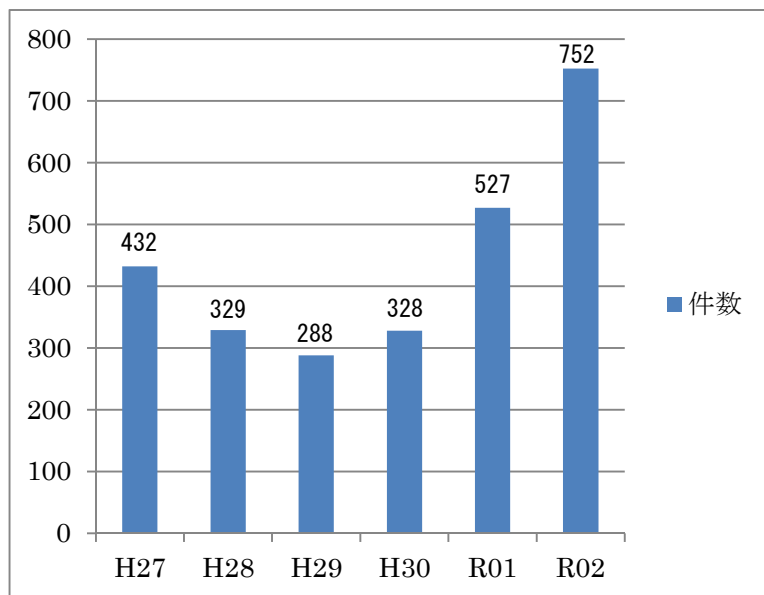
行財政改革・大都市制度調査特別委員会 7月29日の協議に向けての質問事項

【取りまとめ結果】

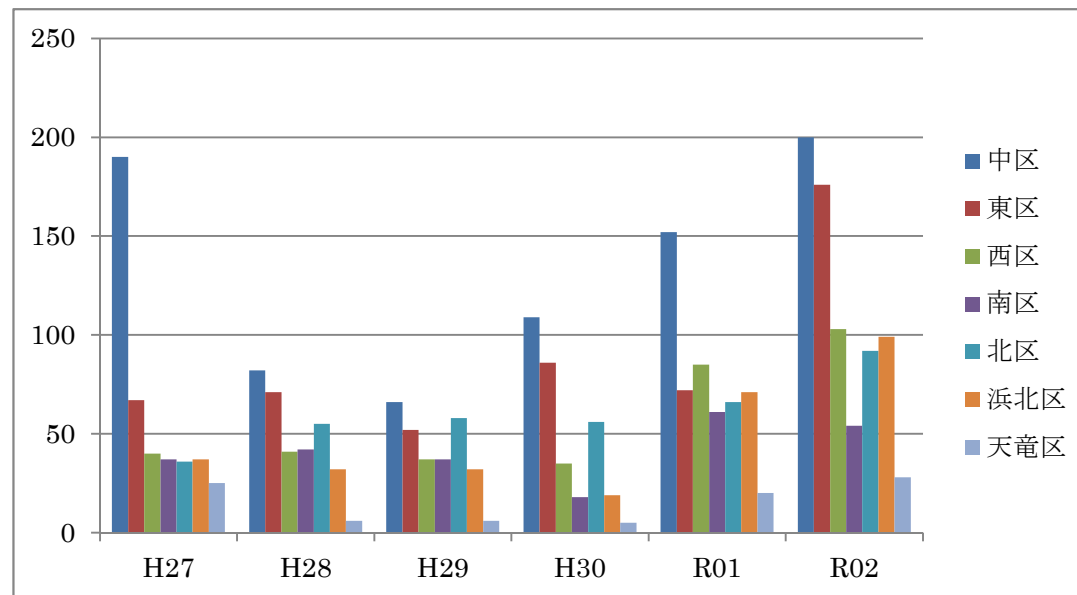
No.	資料名	認定項目 (中項目)	認定を判断 する項目	内容	理由 (内容だけで判断できる場合は記載不要)	回答	所管	会派
55		地域拠点 及び主要 組織等の デジタル 化	通信環境	全区の公共施設の光ファイバー回線の接続状況はどうか。また、市域全体の接続状況はどうか。	中山間地域は光ファイバー回線の100%の接続ができないと聞くが、住民サービスに重大な格差・空白が残ることになる。対応策、解消策はあるのか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全区の公共施設のネットワークにはすべて光回線を敷設している。</li> <li>・協働センターにおいては、令和3年5月に会議室利用者向けのWi-Fi環境を整備した。</li> <li>・市域全体の光ファイバー整備率は、総務省発表資料によると令和2年3月現在で天竜区が50.20%、北区が97.48%、他は100%となっている。</li> <li>・現在実施中の天竜区と北区の光ファイバー未整備地域への整備により、令和4年4月には天竜区が90%以上、北区が100%近くになる見込みである。</li> <li>・ICTインフラは光ファイバーだけでなく携帯電話(LTE)もあり、光ファイバー回線に接続できなくても住民サービスに支障のないように取り組む。</li> </ul>	企画調整部	共産党
56		地域拠点 及び主要 組織等の デジタル 化	現行課題への対応	広大な中山間地域では、コンビニ交付サービスをうけられないが。		窓口サービスについては、現在のふれあいセンター等の拠点にて引き続き対応する。	市民部	共産党

# いっちゃんお！ 通報件数の推移

年度別



区別内訳



	H27	H28	H29	H30	R01	R02	合計
中区	190	82	66	109	152	200	799
東区	67	71	52	86	72	176	524
西区	40	41	37	35	85	103	341
南区	37	42	37	18	61	54	249
北区	36	55	58	56	66	92	363
浜北区	37	32	32	19	71	99	290
天竜区	25	6	6	5	20	28	90
合計	432	329	288	328	527	752	2,656

※ R03 年度通報件数：235 件（6 月末時点）